平成２９年（フ）第９７６号
京都市右京区龍安寺衣笠下町19番地　竜安寺ハイツ109
破産者　西木　幸一
1　決定年月日　平成30年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１１４１号
京都市右京区花園段ノ岡町10番地
破産者　川名　　忠
1　決定年月日　平成30年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１２５８号
京都市右京区花園段ノ岡町10番地
破産者　川名　和枝
1　決定年月日　平成30年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１３５５号
京都市山科区東野舞台町10番地５
破産者　細川　勝子
1　決定年月日　平成30年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第９３号
京都市右京区花園段ノ岡町10番地
破産者　川名由美子
1　決定年月日　平成30年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第９８号
京都市上京区大宮通寺之内上ル２丁目仲之町503、住民票上の住所京都市上京区大宮通寺之内上る３丁目北仲之町509番地
破産者　瀧野　博之
1　決定年月日　平成30年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第１１３号
京都市南区西九条東島町61番地１　スワンズ京都油小路308
破産者　吉川　栄一
1　決定年月日　平成30年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第１６７号
京都市山科区椥辻番所ケ口町182番地　リューライフ辻３－Ｂ
破産者　川口　晃弘
1　決定年月日　平成30年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第２３５号
奈良県桜井市大字阿部621番地の４、破産手続開始決定時の住所奈良県桜井市大字忍阪474番地の１
破産者　石本加津子
1　決定年月日　平成30年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第３０２号
奈良県大和郡山市矢田町4842番地　雇用促進住宅１－201
破産者　神原　英雄
1　決定年月日　平成30年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成３０年（フ）第１６号
岡山市北区西崎本町４番９号、前住所岡山市北区西崎１丁目16番１号
破産者　柴田　一成
1　決定年月日　平成30年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４２号
山口県岩国市今津町１丁目１番４－301号
破産者　秋山兄次郎
1　決定年月日　平成30年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所岩国支部

平成２９年（フ）第１０２号
高知市高須絶海６番13号
破産者　津野　和延
1　決定年月日　平成30年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第５０号
長崎県長崎市宿町103番地　市営第３－４－205、旧住所長崎県長崎市宿町222番地　日見大曲住宅Ａ２棟152
破産者　田中　清子
1　決定年月日　平成30年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第９２号
鹿児島県鹿児島市山田町2746番地１　セイバリーＡ101号
破産者　池島　直矢
1　決定年月日　平成30年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

免責許可決定

平成３０年（フ）第２８号
北海道苫小牧市花園町２丁目５番５号
破産者　佐々木朋子（旧姓塚本）
1　決定年月日　平成30年６月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成３０年（フ）第３３号
北海道苫小牧市字沼ノ端51番地の１
破産者　道政　麗子
1　決定年月日　平成30年６月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成３０年（フ）第３４号
北海道苫小牧市春日町３丁目15番７号　柏ハイツ101号
破産者　奥風めぐみ
1　決定年月日　平成30年６月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成３０年（フ）第１００号
函館市富岡町３丁目34番41－303号　富岡331
破産者　高橋　ゆき
1　決定年月日　平成30年６月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所